

### 第3章 保全すべきみどりの抽出

#### 1 みどりの機能

みどりには、私たちの生活に欠かせない多様な機能があり、みどりの適正な保全・創出・管理を行うことにより、その機能を十分に享受することが可能となります。したがって、みどりの機能を適正に評価したうえで、総合的かつ計画的に保全・創出・管理していくことが必要です。

そこで、「環境保全」「レクリエーション」「防災」「景観形成」の4つに大別されるみどりの代表的な機能から、広域的なみどりを評価して保全すべきみどりを抽出します。

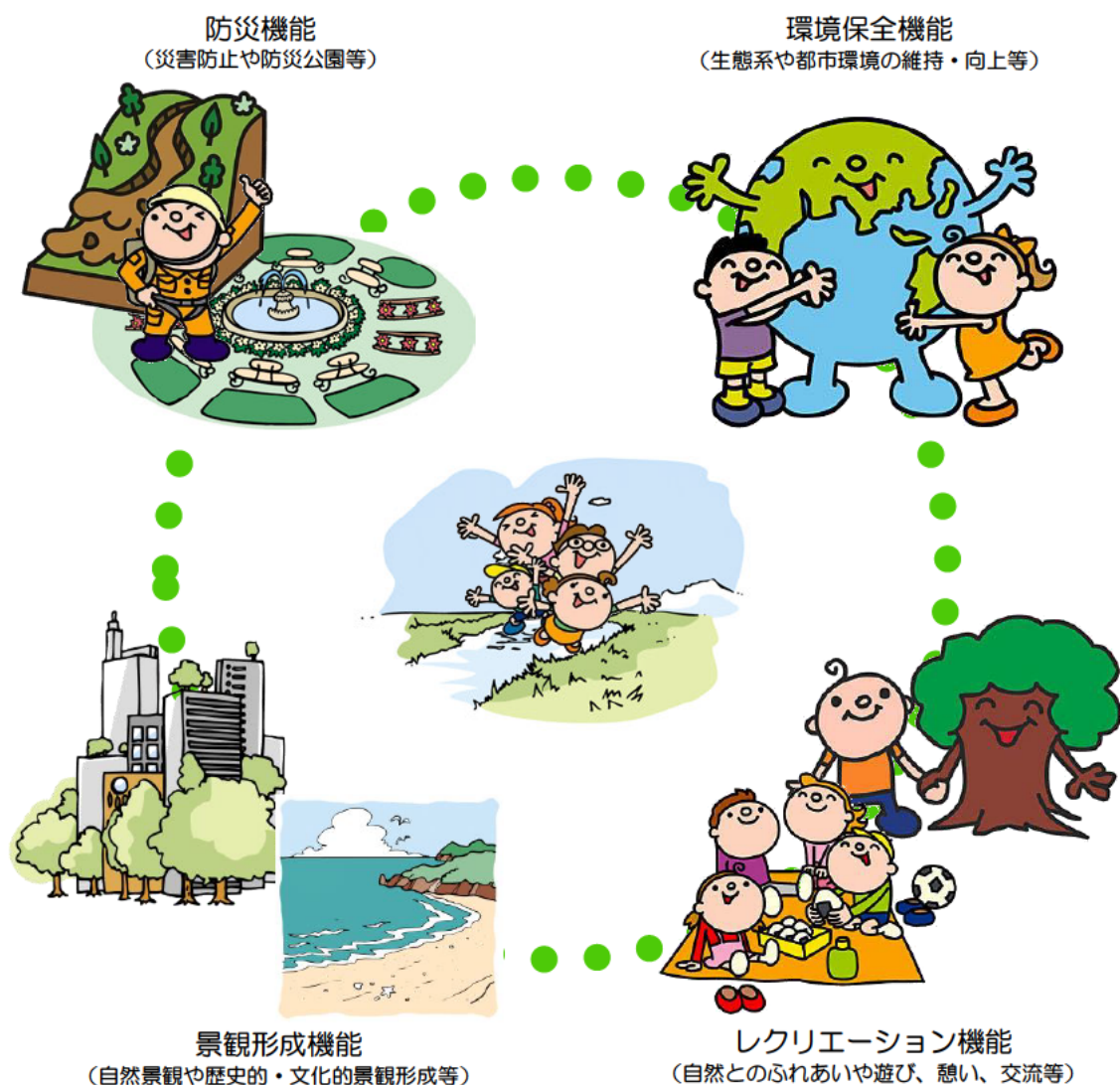


図 3.1 「みどり」の代表的な機能

#### (1) 生態系や都市環境を維持・向上するみどり（環境保全機能）

みどりは、二酸化炭素の吸収や大気の浄化、熱環境の改善、騒音防止等、私たちの生活環境を整え向上させるとともに、健康面にも直接的に効果をもたらすなど、私たちが生活していくうえでの重要な構成要素となっています。

また、野生生物の生育・生息・繁殖地として生態系の基盤を構成しており、人と多様な生物が共生する環境形成の役割を担っています。

そのため、次世代につなぐべき「環境保全」の視点からみどりを抽出します。

#### (2) 親しみ、ふれあうみどり（レクリエーション機能）

公園、里山、水域、歴史街道や自然歩道等は、スポーツや散策、身近な健康づくりの場、遊び場、憩いの場等としての機能を有しているとともに、人はみどりから心身をリラックスさせる効果等を得ることができます。また、住民が身近に自然とふれあえる場所であるとともに、地域活動を通じた住民の交流の場としての役割を担っています。

そのため、住民が親しみ、ふれあう余暇空間（「レクリエーション」）の視点からみどりを抽出します。

#### (3) 災害を防止、緩和するみどり（防災機能）

大規模災害時の救援・復旧・復興拠点や広域避難地としての機能を持つ大規模公園や、火災時の延焼防止帯、雨水流出量の低減となる樹林等、みどりは災害から住民を守る機能を有しており、その適切な確保は、都市の安全性、防災性を高めます。

そのため、災害を防止、緩和する視点からみどりを抽出します。

#### (4) 景観をつくるみどり（景観形成機能）

公共施設や住宅地における修景緑地等のみどりは、良好な景観形成の機能を有しています。また、史跡周辺のみどりや街道沿いの古くからの並木等は、地域の歴史等と相まって、特色ある歴史景観や文化景観を生み出す役割を担っています。

そのため、個性と魅力ある地域づくりを進める景観形成の視点からみどりを抽出します。

## 2 保全すべきみどり

環境保全機能、レクリエーション機能、防災機能、景観形成機能という4つの機能毎に、基本地形や植生自然度、施設分布等の基礎データを重ね合わせ、みどりの減少が顕著な都市計画区域内及びその周辺において、該当するみどりの分布状況を明らかにしました。なお、みどりを機能別に抽出するにあたっての視点、指針、基準に関しては「新編 緑の基本計画ハンドブック（平成19年（2007年）：社団法人 日本公園緑地協会）」を参考にし、表3.1に示すとおり設定しています。

表 3.1 各機能におけるみどり抽出の考え方

機能	抽出の視点	抽出の指針	抽出の基準
環境保全機能	①優れた自然環境の形成	自然豊かな緑地	植生自然度7以上の緑地
		水源地	
		多様な自然環境が混在する緑地	里山をはじめ、河川や池沼、海岸等が混在する地域
		干潟や湿地等の水辺	日本の重要湿地500、干潟
	②生物多様性の保全	砂浜域や岩礁域の自然海岸	海岸保全区域のうち港湾や埋立地を除く海岸
		貴重な野生生物の生息・生育・繁殖地	絶滅のおそれのある動植物の主な生息・生育・繁殖地や特定植物群落及び天然記念物
レクリエーション機能	①日常的レクリエーションの場合	野生動物が移動するときの回廊(里山)	連続した里山
		野生動物が移動するときの回廊(河川及び海岸)	山地、里山、都市、沿岸を結ぶ主要河川及び港湾や埋立地を除く連続した海岸
	②広域的レクリエーションの場合	スポーツ・屋外レクリエーションの需要に供される緑地	運動公園
		総合的なレクリエーション需要に供される緑地	総合公園
		広域的レクリエーション需要に対応した大規模な緑地	広域公園・レクリエーション都市等広域利用に供される公園
		広域的レクリエーション機能を有した山地や里山	レクリエーション施設と一体となった里山
	③自然との触れ合いの場合	広域的レクリエーション機能を有した海岸	レクリエーション施設と一体となった海岸
		歴史街道・自然歩道	都市間を繋ぐ歴史街道や自然歩道
		身近な自然と触れ合える里山	市街地に隣接する里山
防災機能	①自然災害の危険防止	身近な自然と触れ合える水辺	河川や池沼、砂浜域
		雨水の流出や土砂災害を抑制する里山	都市計画区域内の急傾斜地(30°以上)にある里山・山地
	②災害に強い都市構造形成	水害を防止・軽減する遊水機能を持つ農地	浸水想定区域内の水田及び畑
		市街地の延焼遮断帯となる河川	市街地内や周辺の河川
	③多様な防災活動拠点	災害時の緩衝帯となる緑地	緩衝緑地、市街地周辺の里山等
		防災基地及び避難地	広域防災拠点、公共ヘリポート
景観形成機能	①地域を代表する景観	広域的な災害救援活動の拠点となる緑地	国営公園、総合公園、運動公園
		里山の景観	市街地周辺の里山
		田園の景観	市街地周辺の畑地及び水田
	②郷土景観を形成するランドマーク	水辺の景観	主要な河川、砂浜域やリアス式海岸
		市街地からの景観のシンボルやアイストップとなる場所	市街地または周辺の景勝地・景観資産(自然的なもの、歴史・文化的なもの、社会・経済的なもの)及び歴史的まち並みの集積地
	③周辺要素	景観要素周辺の緑地	市街地または周辺の景勝地・景観資産の集積地及び歴史的まち並み周辺の里山や水辺
		副次的な景観要素	景勝地・景観資産及び歴史的まち並みを結ぶ歴史街道・自然歩道
		風致地区	風致地区及び周辺の緑地

※内容に誤りがあることが判明したため、本表に記載していた内容を修正しました。

【平成27年8月】

さらに、4つの機能毎に抽出したみどりを基礎情報とし、併せ持つ機能や位置を考慮しながら、「保全すべきみどり」を圏域別に整理しました。なお、表3.2に示すみどりについては、「保全すべきみどり」としての整理や明示を割愛しています。

また、図中に表現した土地利用等の分類は表3.3に整理する情報から作図したものです。

表 3.2 「保全すべきみどり」から割愛するみどり

天然記念物	文化財保護法や自治体の文化財保護条例によって既に保全強化が図られている。
都市公園等	公共施設として、基本的に永続性が担保されている。
農地	「緑の基本計画」では、宅地に介在する農地を除き、農地は計画対象外とされる。保全すべきみどりとして明示は割愛するが、農地の重要性を考慮し、宅地に介在する農地等に係る施策について検討する。
景観資源	自然的な景観資源については多くが自然公園区域に位置するなどのことから明示は割愛するが、都市計画区域に位置する景観資源を対象に保全・活用に係る施策について、検討する。
風致地区	風致地区条例によって、風致が維持されている。また、風致地区面積の推移で、大きな減少傾向が見られない。  風致地区：都市計画法で定められた地域地区のひとつで、都市の風致（樹林地、水辺地等で構成された良好な自然的景観）を維持するために定める。地区内では、建築物の新築や改築、宅地の造成、木竹の伐採等の行為について許可が必要であり、建築物の位置や形態、デザイン、高さ、建ぺい率等についても細かく規制される。ただし、開発は許可により可能であるため、既存のみどりが開発の影響を受ける可能性がある。

表 3.3 「保全すべきみどり」整理図の凡例解説

項目	出典資料等																									
ホットスポット (点、線)	三重県レッドデータブック 2005 ((財) 三重県環境保全事業団) を基礎資料としている。レッドリストに記載されている絶滅のおそれのある動植物の主な生息・生育・繁殖地をプロットした。																									
特定植物群落 (点、面)	自然環境保全基礎調査の第5回特定植物群落調査データ(環境省、平成12年(2000年))を基礎資料としている。特定植物群落は、原生林、貴重なもの、特殊な立地に特有なもの、郷土景観を代表するものなどの観点から選定されたもの。																									
干潟	自然環境保全基礎調査の第5回干潟調査データ(環境省、平成13年(2001年))																									
里山 山地	三重県林業研究所の区分*をもとに、地形分類図(土地分類図データ; 国土交通省土地・水資源局、平成16年(2004年))と現存植生図(自然環境保全基礎調査(第2~5回)の植生調査データ; 環境省)を用いて区分した。  <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">地形分類図の区分</th> <th colspan="2">現存植生図による植被</th> </tr> <tr> <th>森林</th> <th>森林以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">低地</td> <td>里山</td> <td>里</td> </tr> <tr> <td colspan="2">台地</td> <td>里山</td> <td>里</td> </tr> <tr> <td colspan="2">丘陵地</td> <td>里山</td> <td>里</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">山</td> <td>山麓地</td> <td>里山</td> <td>里</td> </tr> <tr> <td>山麓地以外</td> <td>山地</td> <td>山地</td> </tr> </tbody> </table>	地形分類図の区分		現存植生図による植被		森林	森林以外	低地		里山	里	台地		里山	里	丘陵地		里山	里	山	山麓地	里山	里	山麓地以外	山地	山地
地形分類図の区分				現存植生図による植被																						
		森林	森林以外																							
低地		里山	里																							
台地		里山	里																							
丘陵地		里山	里																							
山	山麓地	里山	里																							
	山麓地以外	山地	山地																							

※出典：三重県における里山の分布と植生(島田博匡・谷秀司、平成17年(2005年)：三重県科学技術振興センター林業研究部研究報告17)

(1) 北勢圏域

養老山地や鈴鹿山脈の山麓に位置する里山等は、都市近郊の身近な自然であり、多様な機能を有する質の高いみどりであると評価できます。また、水系のネットワークを形成する河川や海岸は、自然環境保全や都市の貴重なみどりとして重要です。

このほか、貴重な野生生物の生息・生育・繁殖地であるホットスポット並びに特定植物群落の指定地とその周辺のみどりも「保全すべきみどり」とします。

歴史街道と自然歩道は、レクリエーション機能及び景観形成機能から抽出され、周辺の景観要素と一体となった連携軸を形成することが重要との観点から、これらに沿った一帯を「保全すべきみどり」と位置付けます。また、急傾斜地にある里山は、必要に応じた安全確保対策を図りつつ、みどりを活用した減災に向けて着目すべきとの観点から「保全すべきみどり」とします。

現行計画で保全対象として示されたみどりと新たに抽出したみどりを表 3.4 に整理し、それらの位置を図 3.2 に示します。

表 3.4 保全すべきみどり（北勢圏域）

区 分	保全すべきみどり
①現行計画で位置付けられた「保全すべきみどり」の継続	桑名市の養老山地南部の里山(1) 桑名市と四日市市境界の里山(2) 四日市市の朝明川右岸の里山(3) いなべ市の養老山地山麓の里山(4) 鈴鹿市南部から亀山市に至る里山(5) 四日市市から菰野町に至る里山(6) 亀山市の里山(7) 鈴鹿市・津市・亀山市境界の里山(8)
②新たに「保全すべきみどり」として着目されたみどり	<b>【山地】</b> 鈴鹿山脈・養老山地（付番なし） <b>【水辺】</b> 河口の干潟を含む木曾川(9) 揖斐・長良川(10) 河口の干潟を含む員弁川(11) 河口の干潟を含む朝明川(12) 三滝川(13) 河口の干潟を含む鈴鹿川(14) 内部川(15)、安楽川(16)、加太川(17) 鈴鹿川河口以南の砂浜域(18) <b>【貴重な野生生物の生息・生育・繁殖地】</b> ホットスポット（付番なし） 特定植物群落（付番なし） <b>【歴史街道・自然歩道】</b> 東海道(19)、美濃街道(20)、濃州街道(21)、八風道(22) 菰野道(23)、巡見街道(24)、東海自然歩道(25) <b>【里山（急傾斜地）】</b> いなべ市・菰野町境界の里山(26) 菰野町から鈴鹿市に至る里山(27)、鈴鹿市西部の里山(28) 亀山市西部の里山(29)

注) 括弧記号内の付番は、次図の図中番号と対応します。

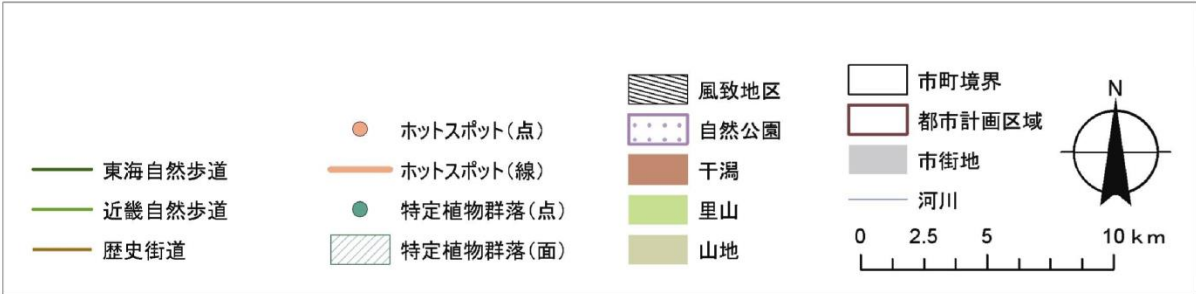
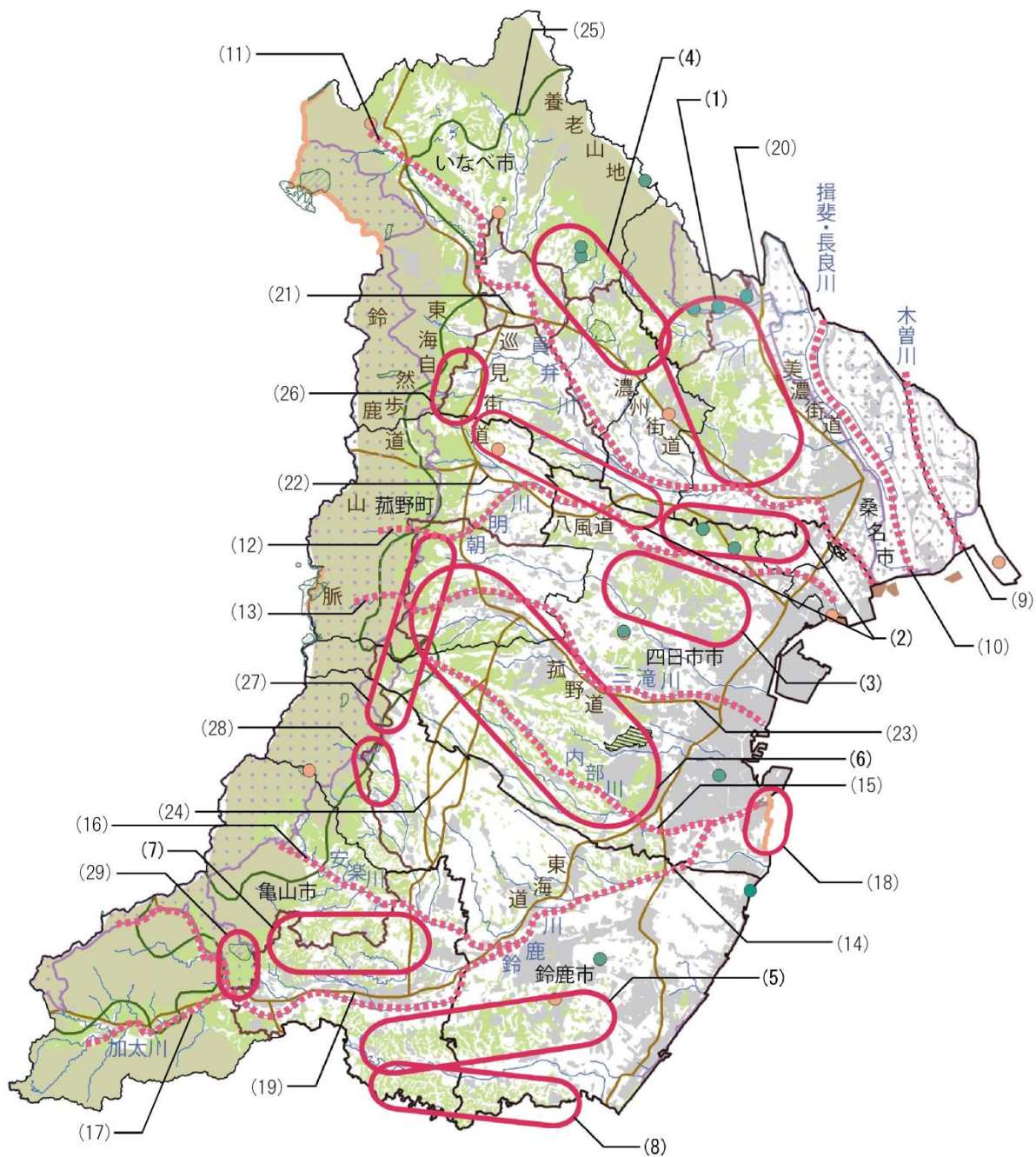


図 3.2 保全すべきみどり（北勢圏域）

## (2) 中南勢圏域

中南勢圏域を取り巻く里山は、都市近郊の身近な自然であり、多様な機能を有しています。また、当圏域では雲出川と櫛田川が広い流域を占めており、圏域を貫く里山と一体となった水系として重要です。

このほか、貴重な野生生物の生息・生育・繁殖地であるホットスポット並びに特定植物群落の指定地とその周辺のみどりも「保全すべきみどり」とします。

歴史街道と自然歩道は、レクリエーション機能及び景観形成機能から抽出され、周辺の景観要素と一体となった連携軸を形成することが重要との観点から、これらに沿った一帯を「保全すべきみどり」とします。

現行計画で保全対象として示されたみどりと新たに抽出したみどりを表 3.5 に整理し、それらの位置を図 3.3 に示します。

表 3.5 保全すべきみどり（中南勢圏域）

区 分	保全すべきみどり
①現行計画で位置付けられた「保全すべきみどり」の継続	津市北部の里山(1) 津市・松阪市境界の里山(2) 松阪市中央部の里山(3) 多気町南部の里山(4) 津市・鈴鹿市境界の里山(5) 津市中央部の里山(6) 津市中央北部の里山(7) 松阪市北部の里山(8) 櫛田川左岸の里山(9) 祓川上流の里山(10)
②新たに「保全すべきみどり」として着目されたみどり	<b>【山地】</b> 布引山地、高見山地、台高山脈（付番なし） <b>【水辺】</b> 河口の干潟を含む安濃川(11) 河口の干潟を含む雲出川(12) 中村川(13) 河口の干潟を含む阪内川(14) 河口の干潟を含む櫛田川(15) 佐奈川(16) 津市の白塚海岸(17) 櫛田川から祓川河口の砂浜域(18) <b>【貴重な野生生物の生息・生育・繁殖地】</b> ホットスポット（付番なし） 特定植物群落（付番なし） <b>【歴史街道・自然歩道】</b> 伊勢街道(19)、伊勢別街道(20)、伊賀街道(21)、初瀬街道(22) 和歌山街道(23)、和歌山別街道(24)、近畿自然歩道(25)

注) 括弧記号内の付番は、次図の図中番号と対応します。

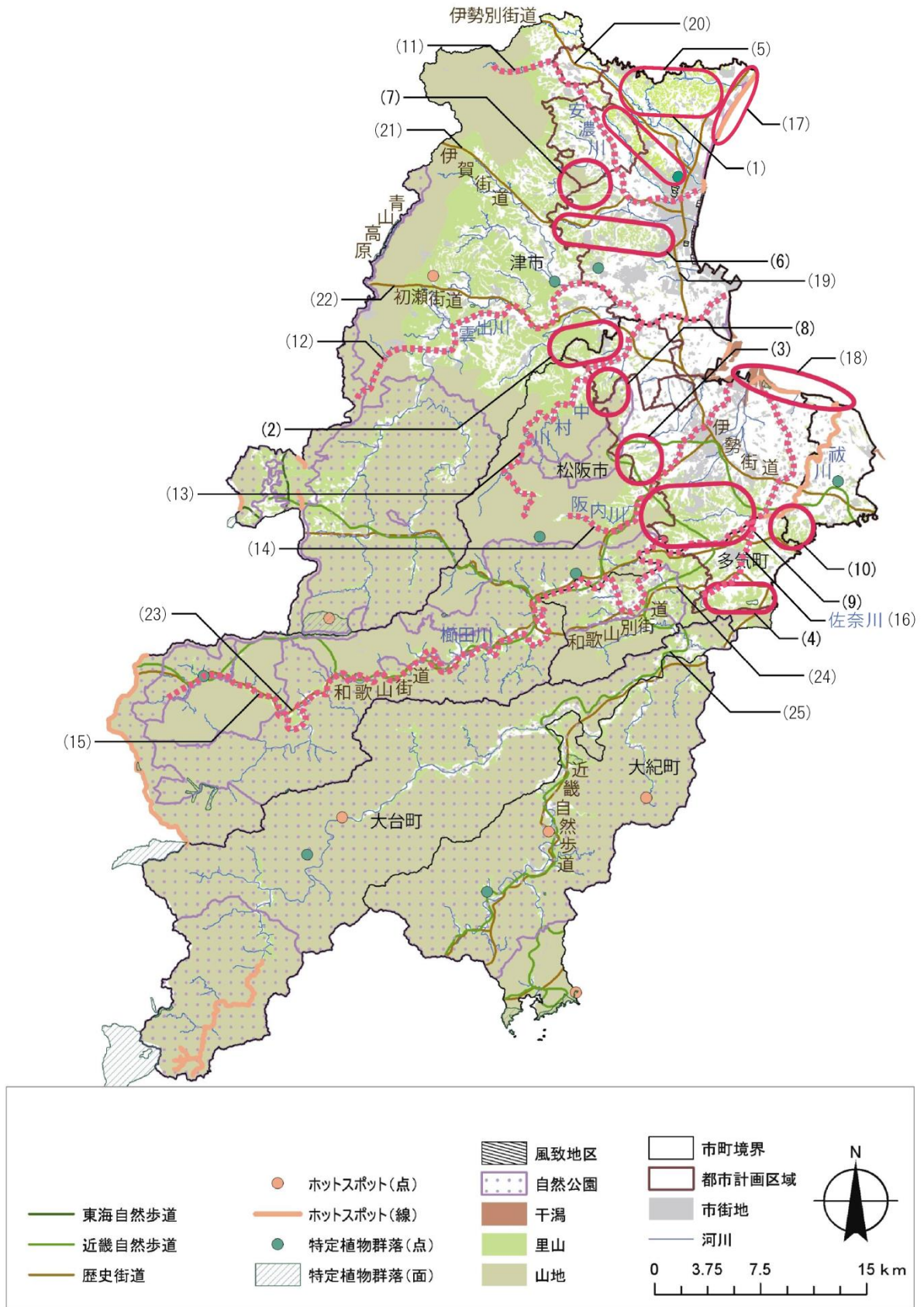


図 3.3 保全すべきみどり (中南海圏域)



### (3) 伊勢志摩圏域

伊勢志摩圏域は、比較のみどり豊かな圏域です。伊勢市や鳥羽市の風致地区を背景として、自然景観と歴史・文化景観が一体となった都市環境を形成しています。

圏域内の広い範囲が伊勢志摩国立公園の指定区域となっていますが、普通地域等での無秩序な開発等を防ぎ、豊かな自然環境を保全することが求められます。

このほか、圏域の随所に史跡や景観資源があり、これらを結ぶ歴史街道や自然歩道はレクリエーション機能及び景観形成機能を併せ持つことから、これらに沿った一帯を「保全すべきみどり」とします。また、急傾斜地にある里山は、必要に応じた安全確保対策を図りつつ、みどりを活用した減災に向けて着目すべきとの観点から「保全すべきみどり」とします。

現行計画で保全対象として示されたみどりと新たに抽出したみどりを表 3.6 に整理し、それらの位置を図 3.4 に示します。

表 3.6 保全すべきみどり（伊勢志摩圏域）

区 分	保全すべきみどり
①現行計画で位置付けられた「保全すべきみどり」の継続	伊勢市の市街地外縁の里山(1) 鳥羽市北部の里山(2) 志摩市の伊雑浦周辺の里山(3) 志摩市の英虞湾沿岸の里山(4) 大仏山公園周辺の里山(5) 玉城町南部の里山(6)
②新たに「保全すべきみどり」として着目されたみどり	<b>【水辺】</b> 宮川(7) 五十鈴川(8) 鳥羽市北部の海岸(9) 干潟を含む伊勢市の海岸(10) 伊雑浦の干潟(11) 大王崎の藻場(12) 英虞湾の干潟(13) 五ヶ所湾の干潟・藻場(14) <b>【貴重な野生生物の生息・生育・繁殖地】</b> ホットスポット（付番なし） 特定植物群落（付番なし） <b>【歴史街道・自然歩道】</b> 伊勢街道(15)、二見道(16)、磯部道(17)、鳥羽道(18) 熊野脇道(19)、近畿自然歩道(20) <b>【里山・山地（急傾斜地）】</b> 玉城町の山地(21) 伊勢市の山地(22) 鳥羽市の里山・山地(23)

注) 括弧記号内の付番は、次図の図中番号と対応します。

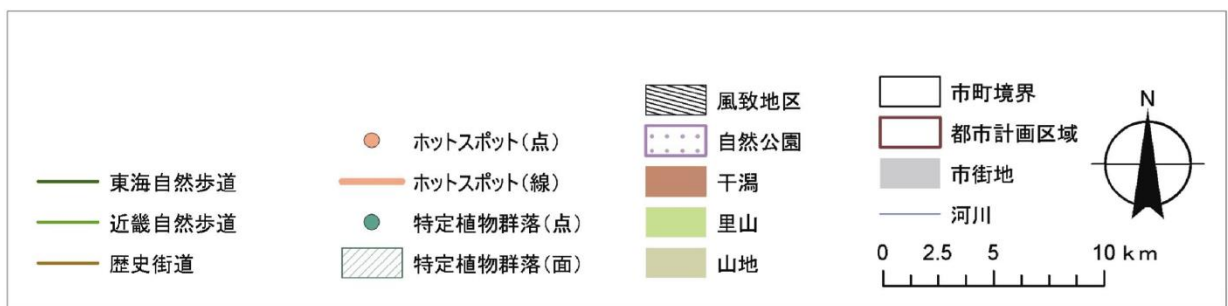
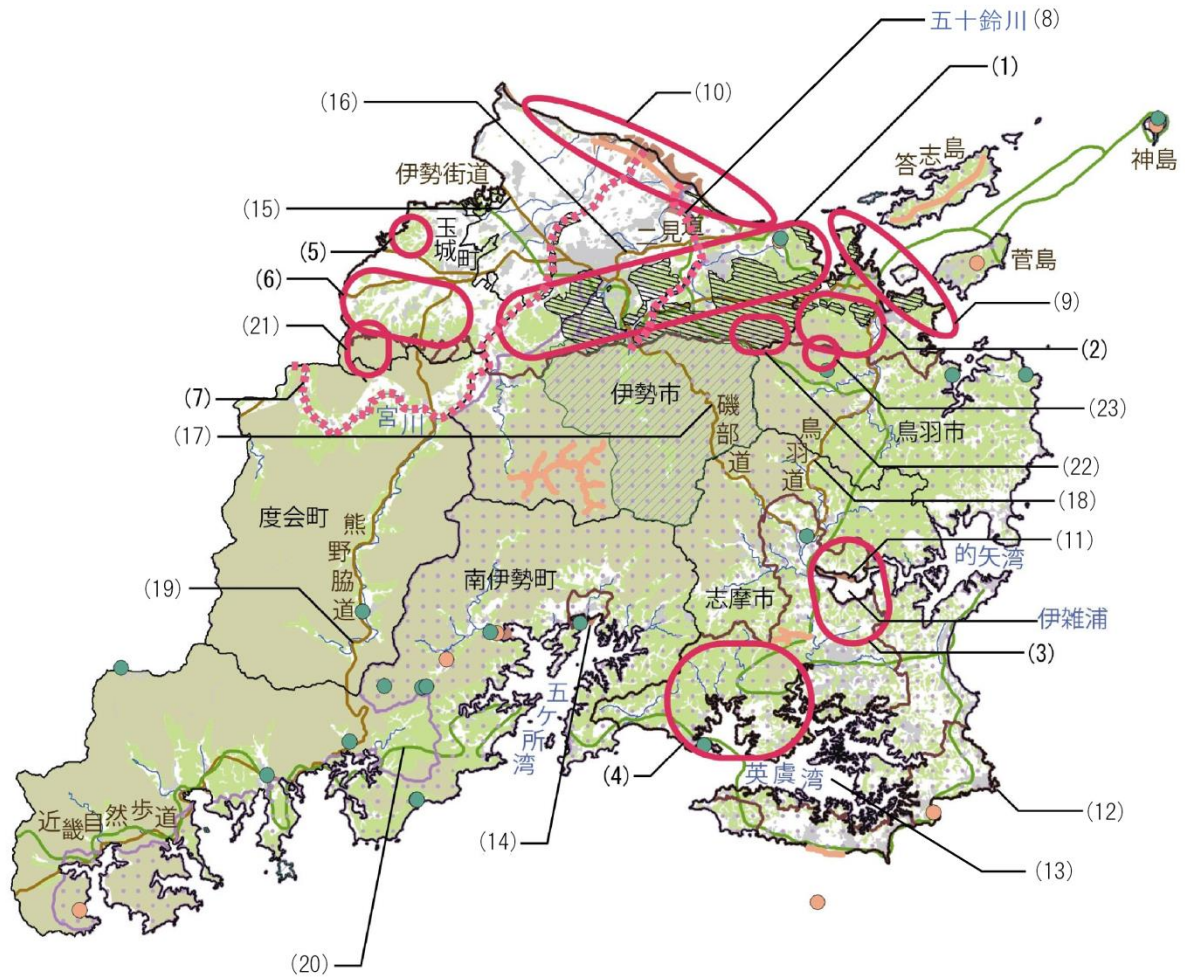


図 3.4 保全すべきみどり (伊勢志摩圏域)

#### (4) 伊賀圏域

伊賀圏域は、豊かな田園地帯が残され、都市と里山が一体となった圏域です。

伊賀市の市街地南端や名張市市街地周辺には、まとまった面積を持つ里山が残され、身近な自然環境であると同時に都市の環境保全やレクリエーション等多様な機能を持つみどりとして重視されます。このほか、貴重な野生生物の生息・生育・繁殖地であるホットスポット並びに特定植物群落の指定地とその周辺のみどりも「保全すべきみどり」とします。

歴史街道と自然歩道は、レクリエーション機能及び景観形成機能から抽出され、周辺の景観要素と一体となった連携軸を形成することが重要との観点から、これらに沿った一帯を「保全すべきみどり」とします。また、急傾斜地にある里山は、必要に応じた安全確保対策を図りつつ、みどりを活用した減災に向けて着目すべきとの観点から「保全すべきみどり」とします。

現行計画で保全対象として示されたみどりと新たに抽出したみどりを表 3.7 に整理し、それらの位置を図 3.5 に示します。

表 3.7 保全すべきみどり（伊賀圏域）

区 分	保全すべきみどり
① 現行計画で位置付けられた「保全すべきみどり」の継続	伊賀市北部の木津川・柘植川右岸の里山(1) 伊賀市の市街地東部の里山(2) 名張市北東部の里山(3) 名張市西部の里山(4) 伊賀市中央部の木津川両岸の里山(5) 木津川上流から青山高原に至る里山(6) 名張市の滝川上流の里山(7) 河合川上流の里山(8) 伊賀市西部の里山(9)
② 新たに「保全すべきみどり」として着目されたみどり	【山地】 信楽山地、笠置山地、室生山地、布引山地（付番なし） 【里山】 伊賀市市街地周辺の里山(10) 名張市中央部の里山(11) 【水辺】 河合川(12)、柘植川(13)、木津川(14)、服部川(15)、久米川(16) 名張川(17)、宇陀川(18)、滝川(19) 【貴重な野生生物の生息・生育・繁殖地】 ホットスポット（付番なし） 特定植物群落（付番なし） 【歴史街道・自然歩道】 大和街道(20)、伊賀街道(21)、初瀬街道(22)、東海自然歩道(23) 【里山・山地（急傾斜地）】 伊賀市北部の山地(24) 伊賀市西部の山地(25) 伊賀市南部の山地・里山(26) 名張市東端の里山(27) 名張市南部の山地・里山(28)

注) 括弧記号内の付番は、次図の図中番号と対応します。

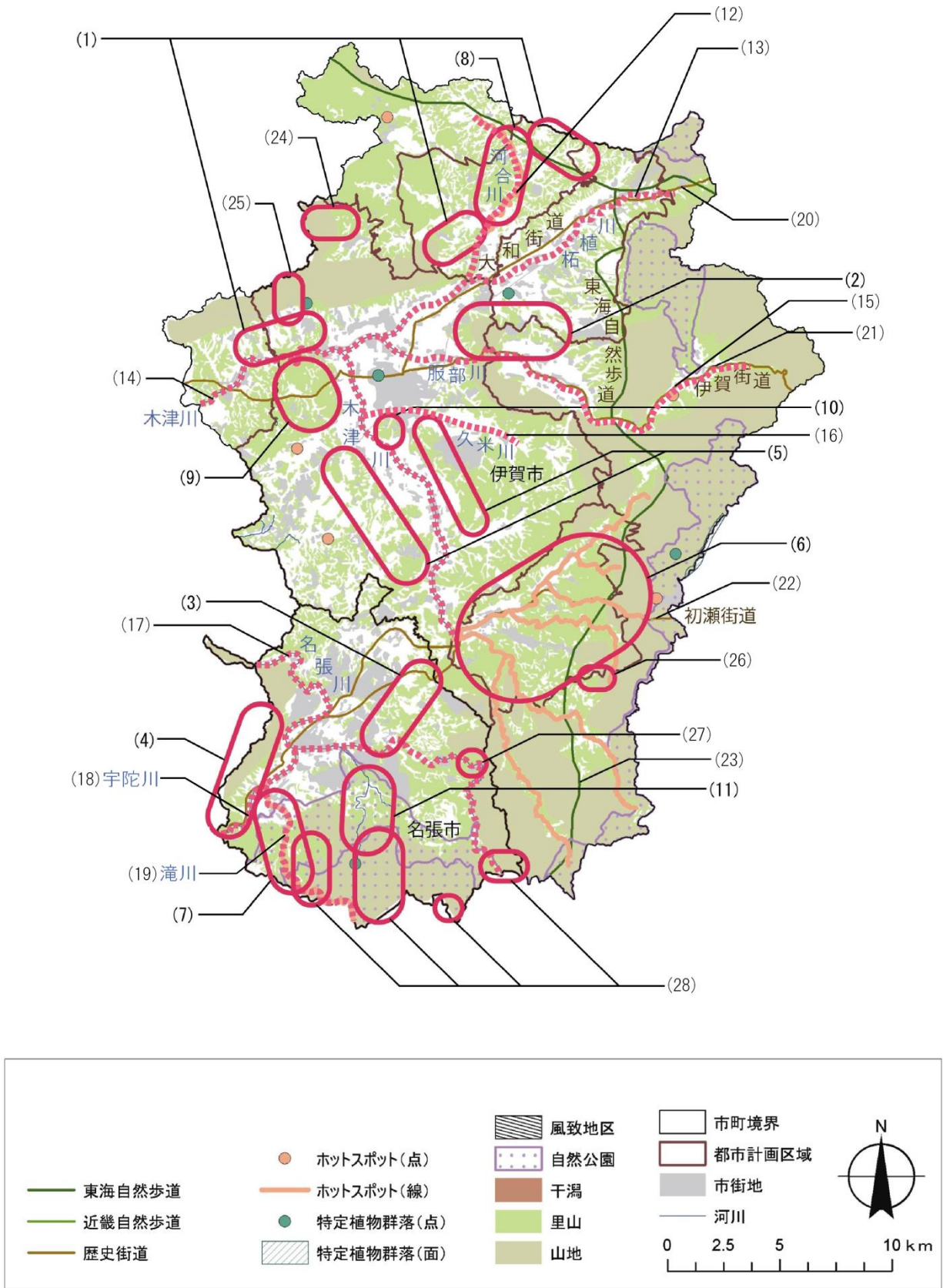


図 3.5 保全すべきみどり（伊賀圏域）

(5) 東紀州圏域

東紀州圏域は、急峻な山地と海岸が連なる自然豊かな圏域であり、自然環境への配慮が重要となります。

このほか、貴重な野生生物の生息・生育・繁殖地であるホットスポット並びに特定植物群落の指定地とその周辺のみどりも「保全すべきみどり」とします。

また、当圏域では世界遺産に登録された熊野街道（熊野古道）や近畿自然歩道に沿って歴史・文化資産が連なっており、周辺の景観要素と一体となった連携軸を形成することが重要との観点から、これらに沿った一帯を「保全すべきみどり」とします。さらに、当圏域は、急峻な山地が市街地を取り囲んでおり、必要に応じた安全確保対策を図りつつ、みどりを活用した減災に向けて着目すべきとの観点から「保全すべきみどり」とします。

現行計画で保全対象として示されたみどりと新たに抽出したみどりを表 3.8 に整理し、それらの位置を図 3.6 に示します。

表 3.8 保全すべきみどり（東紀州圏域）

区 分	保全すべきみどり
①現行計画で位置付けられた「保全すべきみどり」の継続	紀北町のリアス式海岸(1) 熊野市中央部周囲の山地・里山(2)
②新たに「保全すべきみどり」として着目されたみどり	<p><b>【里山】</b> 紀北町の里山(3) 御浜町の里山(4)</p> <p><b>【水辺】</b> 尾鷲市のリアス式海岸(5) 熊野市のリアス式海岸(6) 七里御浜(7) 赤羽川(8)、三戸川(9)、船津川(10)、住古川(11)、銚子川(12) 中川(13)、矢ノ川(14)、古川(15)、井戸川(16)、産田川(17) 志原川(18)、市木川(19)、尾呂志川(20)、熊野川(21)</p> <p><b>【貴重な野生生物の生息・生育・繁殖地】</b> ホットスポット（付番なし） 特定植物群落（付番なし）</p> <p><b>【歴史街道・自然歩道】</b> 熊野街道（熊野古道）(22)、近畿自然歩道(23)</p> <p><b>【里山・山地（急傾斜地）】</b> 紀北町北部の山地(24) 紀北町中央部の山地・里山(25) 尾鷲市北部の山地・里山(26) 熊野市北部の山地(27) 熊野市中央部2箇所(28)の山地・里山(28) 御浜町南部の山地・里山(29)</p>

注) 括弧記号内の付番は、次図の図中番号と対応します。

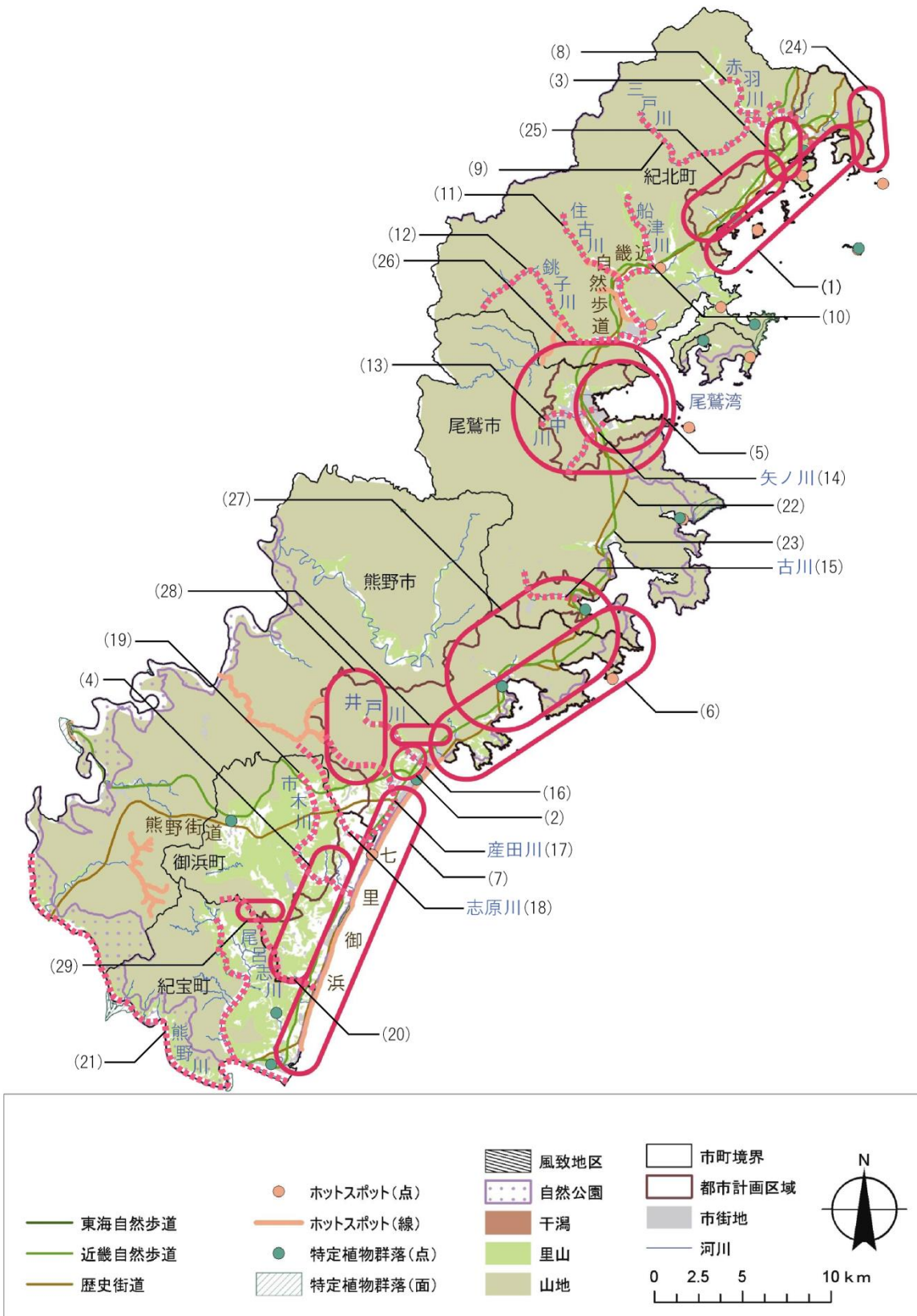


図 3.6 保全すべきみどり（東紀州圏域）